

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、持続的成長を継続させ企業価値を向上させることが経営の最重要課題であるとの認識のもと、「創造的行動力による社会への貢献」を企業理念に掲げ、安全と環境対応を重視した国際競争力のある企業として、すべてのステークホルダーから信頼され、満足いただける経営を目指しています。そのためには、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させ、経営の効率化、透明性、健全性を徹底して追求することが重要な課題であると考えています。

<基本方針>

- (1) 当社は監査役会設置会社を選択し、取締役会が会社の最重要事項の意思決定を行なうものとし、その意思決定における適切な経営判断を行なうための環境整備に努める。
- (2) 当社は、すべてのステークホルダーの権利・立場を尊重し、適切な協働に努めるものとする。
- (3) 当社は、適切な情報開示を行い、すべてのステークホルダーに対し透明性の確保に努めるものとする。
- (4) 当社は、監査役会設置会社として、独立した社外取締役と社外監査役を選任し、当社に即した経営のモニタリングの遂行により、経営の健全性を確保する。
- (5) 株主との間で建設的な対話を行う。

尚、当社のコーポレート・ガバナンスに関する考え方等を「コーポレートガバナンスガイドライン」に取りまとめ、当社ホームページに掲載していますのでご参照下さい。

https://www.co-jsp.co.jp/ir/management/management_03.html

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、当社グループの規模及び事業内容並びに取締役会全体としての知識・経験・能力等における多様性の確保に鑑み、取締役会の機能を実効的かつ効率的に発揮させる観点から、取締役会の員数を16名以内として定款に定めております。現在の取締役は、全員男性かつ日本人ですが、ジェンダーや国際性の面での多様性確保についても引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社コーポレートガバナンスガイドライン「第9条(株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)」をご参照下さい。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社コーポレートガバナンスガイドライン「第10条(関連当事者間の取引)」をご参照下さい。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社コーポレートガバナンスガイドライン「第14条(企業年金のアセットオーナーとしての機能)」をご参照下さい。

【原則3-1 情報開示の充実】

1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

(企業理念、経営方針)<https://www.co-jsp.co.jp/company/about/about03.html>

(長期ビジョン)https://www.co-jsp.co.jp/ir/management/management_01a.html

(中期経営計画)https://www.co-jsp.co.jp/ir/management/management_02.html

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1. 基本的な考え方」をご参照下さい。

3. 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書「取締役報酬関係」の「役員の報酬等の額またはその算定方法の決定方針」または当社コーポレートガバナンスガイドライン「第29条(取締役等の報酬等)」をご参照下さい。

4. 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社コーポレートガバナンスガイドライン「第17条(取締役会の構成)」及び「第20条(取締役・監査役の選定方針と選定及び解任手続き)」をご参照下さい。

5. 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社第63回定時株主総会招集通知の参考書類をご参照下さい。

【補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

当社コーポレートガバナンスガイドライン「第16条(取締役会の役割)」をご参照下さい。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社コーポレートガバナンスガイドライン「第23条(独立社外役員の判断基準)」をご参照下さい。

社外役員独立性判断基準については同ガイドラインの別紙をご参照下さい。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会のバランス、多様性及び規模】

当社コーポレートガバナンスガイドライン「第17条(取締役会の構成)」及び「第20条(取締役・監査役の選定方針と選定及び解任手続き)」をご参照下さい。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役の兼任状況】

当社コーポレートガバナンスガイドライン「第21条(他の会社の役員兼務)」をご参照下さい。

また、各取締役・監査役の重要な兼職の状況については株主総会招集通知の事業報告や参考書類に記載、開示しています。

https://www.co-jsp.co.jp/ir/upload_file/m004-m004_03/2021_kabunushisoukai_tsuthi.pdf

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社は、取締役会の実効性の評価のため毎年取締役へアンケートを実施し、取締役会は当該アンケートの結果及びこれに対する独立社外取締役・社外監査役の意見を踏まえ分析・評価を行うこととしています。(コーポレートガバナンスガイドライン第26条)

2020年度の取締役会実効性評価では、取締役及び監査役全員を対象として、取締役会全体の実効性に関する事項、取締役会の構成に関する事項、取締役会の運営状況に関する事項、取締役会の審議に関する事項、取締役・監査役への支援に関する事項、リスク管理、経営戦略・事業戦略、政策保有株式・報酬スキーム・任意の諮問委員会、株主等との対話の各項目につき、アンケートを実施し、その結果について、取締役会において議論を行いました。

なお、今回の取締役会実効性評価では、忌憚のない意見を引き出すこと、客観的な分析を担保することを目的としてアンケートの回収及び集計・分析は引き続き、外部機関に依頼しています。

アンケートの結果及び取締役会での議論を踏まえると、取締役会の実効性は概ね確保できているものと判断されます。

2019年度の課題であった企業戦略等についての適切な議論、業績モニタリングのための非財務情報の再検証につきましては、向上いたしました。

また、海外子会社に対するガバナンスの在り方につきましては、継続的に取り組むこといたしました。

また、2020年度は中長期的な議論の実施、社外役員に対する情報提供が課題として抽出されました。

当社は、抽出された課題に継続的に取り組むことを通じて、引き続き、取締役会の実効性を向上させてまいります。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社コーポレートガバナンスガイドライン「第28条(取締役・監査役のトレーニング方針)」をご参照下さい。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社コーポレートガバナンスガイドライン「第30条(株主との対話)」をご参照下さい。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱瓦斯化学株式会社	16,020,882	53.74
株式会社日本カストディ銀行	1,978,300	6.63
JSP取引先持株会	1,191,924	3.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	631,300	2.11
RE FUND 107-CLIENT AC	407,734	1.36
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	318,720	1.06
JSP従業員持株会	299,857	1.00
MSIP CLIENT SECURITIES	250,380	0.84
日本生命保険相互会社	241,136	0.80
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	212,100	0.71

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

三菱瓦斯化学株式会社 (上場:東京) (コード) 4182

補足説明 更新

2020年11月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が2020年11月13日現在で株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、内部統制システムに関する基本方針として、当社の経営における自主性を確保するため、親会社との間で資本業務提携に関する基本合意書を締結するとともに、親会社との取引については、独立当事者間における取引条件と同等の水準を維持する等、適正性の確保に努めるものと定めています。

尚、親会社と取引を実施するに当たっては、社内規則に基づき、取締役会において上記条件が満たされていることを確認した上で、取引実施の可否を決定しています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社である三菱瓦斯化学株式会社より取締役1名及び監査役1名が就任しておりますが、同社との経営情報及び技術ノウハウ交換等を目的とするものであり、当社の独立性の確保には問題ないものと考えています。

尚、当社と同社との間で締結した資本業務提携に関する基本合意書の中で、当社の経営の自主性を尊重し、当社のガバナンス体制及び組織・執行体制等の各種体制、経営方針・経営戦略並びに各種決定事項については、当社の判断に委ねる旨合意しています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
彌永 一二三	他の会社の出身者													
篠塚 久志	他の会社の出身者													
池田 隆之	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

彌永 一二三	該当する事項はありません。	彌永一二三氏は、長年にわたり企業経営に携わった経験を有し、経営管理全般に豊富な実績と経験を有しております。こうした豊富な実績と経験を活かし、当社のコーポレートガバナンス強化等に貢献していただけると判断しています。 また、同氏は当社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の重要な利害関係はなく、以上により当社の社外取締役として独立性は確保されているものと判断しています。 尚、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断されることから、独立役員として指定致します。
篠塚 久志	該当する事項はありません。	篠塚久志氏は、グローバルに事業展開を行う会社の現地法人社長を歴任するなど、豊富な経験と経営者としての見識を有しております。こうした豊富な経験を活かし、当社の海外事業展開への助言や、意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献していただけると判断しています。 また、同氏は当社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の重要な利害関係はなく、以上により当社の社外取締役として独立性は確保されているものと判断しています。 尚、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断されることから、独立役員として指定致します。
池田 隆之	該当する事項はありません。	池田隆之氏は、グローバルに事業展開を行う会社の社長を長年にわたり務めてこられ、豊富な経験と経営全般にわたる見識を有しております。こうした豊富な経験を活かし、当社の経営基盤強化への助言や、意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献していただけると判断しています。 また、同氏は当社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はなく、以上により当社の社外取締役として独立性は確保されているものと判断しています。 尚、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断されることから、独立役員として指定致します。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社の指名諮問委員会は、筆頭社外取締役 彌永一二三を委員長とし、代表取締役会長酒井幸男、代表取締役社長 大久保知彦、社外取締役 篠塚久志及び池田隆之の5名で構成され、取締役及び監査役候補者の選定にあたっては、当該職に相応しい、中長期的な企業価値を創造するために必要な経験、知識、能力を有した自らの義務と責任を全うできる適任者を選定し、代表取締役社長に答申しています。
当社の報酬諮問委員会は、筆頭社外取締役 彌永一二三を委員長とし、代表取締役会長酒井幸男、代表取締役社長 大久保知彦、社外取締役 篠塚久志及び池田隆之の5名で構成され、各取締役の報酬について、経営環境、経営状況、業績、財務状況、各人の貢献度を考慮し、代表取締役社長に答申しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人が実施する監査結果を常に把握するとともに、監査の立会いや会計監査人との定期的な会合を開催することで緊密な連携を図っています。また、内部監査部は、年間の内部監査計画に基づき内部監査を実施していますが、監査の結果について都度監査役へ報告し意見交換をすることにより、相互の連携強化を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
澤田 芳明	他の会社の出身者													
田辺 克彦	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
澤田 芳明		澤田芳明氏は、日本生命保険相互会社の出身ですが、2018年3月末をもって同社を退社されております。同社は、当社株式を0.76%所有していると共に、当社の資金調達先でもあります。2021年3月末現在の当社の借入金残高の総額に占める同社の割合は3.4%であります。また、同社からの借入額は、2021年3月末で連結総資産の0.6%未満であります。	澤田芳明氏は、金融機関等における豊富な知識と経験等を有しております。こうした豊富な知識と経験を当社の監査業務に活かしていただけるものと判断しています。 左記のとおり同氏は、日本生命保険相互会社の出身ですが、当社と同社との間に事業活動上の特別な取引はありません。また、同氏は当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の重要な利害関係はなく、以上により当社の社外監査役として独立性は確保されているものと判断しています。 尚、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断されることから、独立役員として指定致します。

田辺 克彦	田辺克彦氏は、田辺総合法律事務所の代表パートナーとして就任されています。当社は、同法律事務所の田辺信彦氏と法律顧問契約を締結していますが、2021年3月期における当社から同法律事務所への支払報酬額は3,851千円であります。	田辺克彦氏は、法曹界の要職を歴任し、弁護士としての豊富な経験と法律やコンプライアンスに関する高度な知見を有しております。こうした豊富な知識と経験を当社の監査業務に活かしていただけるものと判断しています。また、同氏は当社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はなく、以上により当社の社外監査役として独立性は確保されているものと判断しています。尚、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断されることから、独立役員として指定致します。
-------	--	---

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、当社独自の独立性判断基準を策定しています。詳細につきましては、当社コーポレートガバナンスガイドライン「第23条(独立社外役員の判断基準)」及び「別紙」をご参照下さい。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬は、連結業績、各取締役の役位及び貢献度を考慮したうえで決定しています。尚、当社は、2016年度より、新たな制度のもと報酬を決定することとしています。その概要は、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に対するインセンティブ強化及び株主との価値共有という観点を踏まえて、株式取得型報酬制度の導入等により、業績を反映させた報酬が相対的に高まる体系としています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

当事業年度(2020年度)における当社の取締役報酬及び監査役報酬は以下のとおりです。
 役員報酬等
 取締役の報酬等 12名 237百万円(うち社外 3名 16百万円)
 監査役の報酬等 5名 43百万円(うち社外 2名 24百万円)
 1.役員ごとの報酬等の総額につきましては、その総額が1億円以上となる役員の該当はありませんでしたので記載を省略しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(非常勤取締役を除く。)の報酬は、基本報酬及び積立型退任時報酬によって構成されています。基本報酬は固定報酬、短期業績連動報酬及び役員持株会拠出報酬により構成されています。基本報酬のうち、固定報酬及び役員持株会拠出報酬については、役職ごとの職責に応じて定められています。また、非常勤取締役及び監査役の報酬は、基本報酬である固定報酬によって構成されています。基本報酬のうち、短期業績連動報酬は、取締役会で定められた対象指標(連結売上高・連結営業利益・連結営業利益率・親会社株主に帰属する当期純利益)の基準値に対し、対象期間における実績率を算出し、実績率に応じて定められた係数から固定報酬に相当する1を減じた数値を固定

報酬に乘じ、それにより得られた額から、役職ごとに定められた役員持株会拠出報酬の額を減じて決定しています。

また、積立型退任時報酬は、中期業績連動報酬として、事業年度末における当該連結中期経営計画期間中の対象指標の累計額について、前連結中期経営計画期間の同時期の対象指標に対する実績達成率を算出し、実績達成率に応じて定められた係数を年度基本積立額に乘じて決定しています。

各取締役の報酬については、代表取締役社長が、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、当社役員報酬規程に従い、経営環境、経営状況、業績、財務状況、各人の貢献度等を総合的に勘案し、当事業年度の報酬額案を作成しています。代表取締役社長は作成された報酬額案を、代表取締役と社外取締役で構成され筆頭社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会に諮問し、報酬諮問委員会は審議された報酬額案を代表取締役社長へ答申いたします。代表取締役社長は、取締役会の授権を受け、各取締役の報酬額を決定しています。

また、各監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、監査役の協議により、各人の貢献度を考慮し決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポート体制については、総務人事部総務部が担当し、取締役会の重要審議案件について情報伝達を行うこととしています。

社外監査役については、監査役の指示に基づき監査業務を補助する兼務スタッフ1名を配置しています。

また、内部監査部と連携を密にすることで、監査業務の効率化を図っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 業務執行の状況

当社の取締役は、定款において定数を16名以内と定めています。取締役会は社外取締役の3名を含む11名で構成されており、原則月1回開催され、法令、定款に定める事項や経営に関する重要な事項について審議、決定するとともに、業務の執行状況を監督しています。また、取締役会を補完する機関として、代表取締役及び常務執行役員以上を定例メンバーとする経営会議を原則月1回開催し、経営に関する重要事項について事前審議を行っています。さらに、業務執行システムとして執行役員制を採用しています。執行役員会は、業務執行取締役と執行役員の20名で構成されており、原則月2回開催され、経営に関する重要な事項について審議を行い、業務執行の効率化を図っています。

コンプライアンスの体制につきましては、取締役総務人事部長を委員長としたリスク・コンプライアンス委員会を原則月1回開催し、当社グループのコンプライアンスやリスクについて横断的に管理し、取締役会が適切なリスクテイクをする経営判断のサポート機能の役割を担っています。

2. 監査の状況

(1) 監査役監査

監査役会は、社外監査役2名を含む4名の監査役で構成されています。4名の監査役は、独立性の高い社外監査役から、財務・経理に関する知見を有する者、化学業界に精通した監査役等、多方面の経験豊かな人材で構成されており、当社の経営に即した監査業務が行われています。また、社外監査役を含む監査役は、取締役会や社内の重要会議に出席するほか、毎月開催される監査役会において各事業責任者へヒアリングを行い、当社グループの業務や財産状況の適法性、妥当性の詳細な監査を行っています。更に会計監査に関する事項に関しては定期的かつ必要に応じて会計監査人から直接聴取しています。内部監査に関する事項に関しては、前述のとおり、その監査結果について内部監査部から都度報告を受け、意見交換をすることにより、相互の連携強化を図っています。

(2) 内部監査

当社の内部監査部門である内部監査部は、7名体制で当社及びグループ会社も対象とした定常的な監査を行い、内部統制の実効性向上に努めています。内部監査部の機能を補完する体制として、各業務部門にプロセスオーナーを配置し、業務プロセス毎のモニタリング強化を図っております。また、内部監査部は年間の内部監査計画に基づき内部監査を実施し、その監査結果については都度監査役へ報告し、意見交換することにより、相互の連携強化を図っています。

(3) 会計監査

当社は金融商品取引法及び会社法に基づく会計監査について、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。尚、当社と同有限責任監査法人又は業務執行社員の間には、特別な利害関係はありません。2021年3月期における会計監査の体制は以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名、継続関与年数及び所属する監査法人

・指定有限責任社員 業務執行社員 井出正弘 有限責任監査法人トーマツ

・指定有限責任社員 業務執行社員 永山晴子 "

・指定有限責任社員 業務執行社員 石田義浩 "

(注)継続関与年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しています。

監査業務に係る補助者の構成

・公認会計士 8名

・その他 10名

3. 指名・報酬の決定

当社は、取締役及び監査役候補者の選定にあたっては、筆頭社外取締役を委員長とする指名諮問委員会において、当該職に相応しい、中長期的な企業価値を創造するために必要な経験・知識・能力を有した自らの義務と責任を全うできる適任者を選定し、代表取締役社長に答申しています。

また、各取締役の報酬については、筆頭社外取締役を委員長とした報酬諮問委員会において、経営環境、経営状況、業績、財務状況、各人の貢献度を総合的に勘案し、代表取締役社長に答申しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社として独立社外監査役2名を含めた監査機能を充実させることで、経営の透明性、安全性の維持強化を図っています。これに加え、独立社外取締役を3名選任し、ガバナンスのより一層の強化に努めています。

以上により、当社の企業規模等を総合的に考慮した結果、前述のコーポレート・ガバナンス体制が、経営の効率化、透明性、健全性の維持向上に最適であると判断されるため、当該体制を採用しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年6月29日に開催しました第63回定時株主総会におきましては、法定期日の3営業日前の6月9日に株主総会招集通知を発送いたしました。今後も、株主の皆様への議決権行使の円滑化に向けて努力してまいります。
その他	当社は、株主総会招集通知を東京証券取引所(TDnet)及び当社ホームページに掲載しています。尚、第63回定時株主総会の招集通知は、6月7日に当社ホームページに掲載いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページで公表しています。 https://www.co-jsp.co.jp/ir/management/management_05.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリストや機関投資家等に対しては、代表取締役出席のオンライン決算説明会を5月と11月に開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は投資家向け情報として、決算短信、コーポレートレポート、プレスリリース等をホームページに積極開示しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部広報IR室を設置し、3名体制で運営しています。	
その他	個人株主への対応としては、年2回「JSPニュース」を送付しています。また外国人投資家に対しては、毎年英文のコーポレートレポートを配布し、経営情報の開示に努めています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーの立場を尊重する経営姿勢を明文化した6原則からなる「JSPグループ企業行動指針」と、従業員へ日常業務遵守項目を定めた「JSPグループ行動規範」を制定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、地球環境保護の観点による資源環境への対応として、鹿沼事業所内に再資源センターを設置し、製品回収による再資源化に本格的に取り組んでおります。また、環境、安全を確保するための自主的な取り組みとしてISO14001及びレスポンシブル・ケア活動を行うとともに、毎年度「RC報告書」を発刊し、当社の環境保全活動の報告に努めています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、情報開示規程に基づき情報開示委員会が適切かつ迅速な情報開示に努めています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制システムの整備に関する基本方針を定めています。尚、基本方針については随時見直しを行ない、より適切な内部統制システムの整備に努めています。また、金融商品取引法における「財務報告に係る内部統制」については、主に内部監査部が、その仕組みを継続的に評価し、不備がある場合には直ちに是正・改善等を行う体制を整備しています。

1. 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、当社及び当社子会社(以下、グループ会社といい、当社と併せて当社グループという)共通の「JSPグループ企業行動指針」及び「JSPグループ行動規範」を定め、法令遵守及び社会倫理遵守を企業活動の前提とし、社会的要請への適応を徹底する。
 - (2) 当社は、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループにおけるコンプライアンスを横断的に統括することとし、同委員会を中心に当社グループの役職員への教育研修等を行う。
 - (3) 当社グループのコンプライアンスの状況については、監査役と内部監査部門が連携をとり監査を実施する。
 - (4) 法令上疑義のある行為については、当社グループの役職員が直接情報提供を行う手段として内部通報相談窓口を設置し、内容の調査、再発防止策を検討実施する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。
- (2) 取締役及び監査役は、文書管理規程により常時これらの文書等を閲覧できる。
- (3) 法令又は証券取引所の規則等に情報の開示を定められている事項は、情報開示規程に基づき速やかに開示する。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループのリスクを横断的に管理する組織としてリスク・コンプライアンス委員会がその任に当たるものとし、リスクの洗い出し及び分析を行う。
- (2) 同委員会を中心としてリスク管理に関する諸規程を整備し、当社グループにおけるリスク管理体制を強化する。
- (3) 災害等の不測の事態については、危機管理担当部門が緊急時の対応について定めた規程やマニュアルに基づき対応する。

4. 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の取締役会は、月1回開催を原則とし、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定する。また当社は、経営に関する重要事項に関して、代表取締役及び常務執行役員以上の執行役員をもって構成される経営会議を開催し、事前審議を行う。
- (2) 当社は、業務執行システムとして執行役員制及び事業部門は事業部制、コーポレート部門は本部制を採用し、執行権限と業績責任を委譲することにより業務執行の効率化を図る。
- (3) 当社は、業務執行に関する重要な個別経営課題は、原則月2回開催される執行役員会において決定する。
- (4) 当社は、連結ベースでの経営計画等を策定し、その実現に向け、グループ会社に対する経営管理及び指導等を行う。
- (5) グループ会社は、原則として組織上各事業部又は本部に所属し、業務執行も所属する事業部又は本部の直接統括下に置く。

5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社内部監査部門は、定期的にグループ会社の業務監査を実施し、業務の適正を確保する。
- (2) 当社は、当社の経営における自主性を確保するため、親会社との間で資本業務提携に関する基本合意書を締結する。また、親会社との取引については、独立当事者間における取引条件と同等の水準を維持する等、適正性の確保に努める。
- (3) 当社は、グループ会社に対し、経営上の重要事項について、当社における事前承認又は当社への報告を義務付ける。

6. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 監査役は、必要に応じて監査業務を補助すべき使用人の設置を求めることができる。
- (2) 監査役より監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関して取締役等の指揮命令を受けない。また、当該使用人の異動、評価及び懲戒等については、監査役会と協議する。

7. 当社の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、法定の事項に加え当社グループに重大な影響を及ぼす事項、当社グループにおける内部監査の実施状況を監査役会に報告する。
- (2) 監査役は、当社及び各グループ会社の取締役会その他重要な会議に出席し、当社グループにおける経営上の重要事項に関する情報収集に努める。
- (3) 内部通報相談窓口寄せられた当社グループの役職員からの通報状況及びその内容は、リスク・コンプライアンス委員会より監査役会に報告する。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期)については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。
- (4) 監査役に報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

8. その他当社の監査役の監査が実質的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、各事業責任者等からの個別ヒアリングの機会を定期的に設ける。
- (2) 監査役会は、代表取締役及び監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。
- (3) 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

9. 財務報告に係る信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告に係る信頼性を確保するための体制を整備し、その仕組みを継続的に評価し、不備がある場合には直ちに是正・改善等を行う。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「JSPグループ行動規範」のなかで、反社会的勢力排除に向け「JSPグループは、反社会的な活動や勢力については毅然とした態度で臨み、一切かわらない。」と定めています。

具体的な対応は、総務部が弁護士や警察などの外部専門機関と緊密な連携を図り情報収集・管理を行い、必要に応じて関係部署へ周知する体制を整備しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社は、ステークホルダーの権利行使環境維持を目的として、重要な会社情報は、代表取締役社長の下に一元管理する体制を整えています。具体的には、情報開示規程に基づき運営され、総務人事本部長を委員長とする情報開示委員会を設置しています。同委員会は、総務人事本部、経理財務本部、経営企画部の各管理者で構成され、適時開示情報の管理を行っています。適時開示情報は、原則として取締役会の承認を経て、情報開示委員会が最終チェックを行い開示されますが、一部緊急を要する発生事実情報等については、情報開示委員会において判断のうえ、速やかに開示することとしています。

情報開示の諸手続きに関しては、常勤監査役によって都度確認が行われ、運用の透明性を確保しています。

【コーポレートガバナンス体制 模式図】

